

# 令和5年度 高砂市既存住宅省エネ化促進事業 申請案内

## 補助の内容

### 1. 目的

市内の既存戸建て住宅に対して、省エネルギー性能を向上させる改修工事等に要する経費の一部を補助することにより、住宅ストックの省エネ化を促進し、ゼロカーボンの実現に寄与することを目的とします。

### 2. 補助対象事業の概要

- ・省エネ改修計画策定 : 省エネ化計画の策定に関する費用の一部を補助します。
- ・省エネ改修工事 : 省エネ改修工事に関する費用の一部を補助します。

### 3. 対象住宅・要件

事業			対象住宅	要件等
省エネ改修計画策定			以下に該当する既存戸建て住宅 ・現状、省エネ基準に適合していないもの ・耐震性が確保されているもの(改修後に耐震性が確保されるものを含む。)	省エネ改修計画を策定し、BELS等の第三者認証を受けること
省エネ改修工事	全体改修	省エネ基準		BELS等の第三者認証を受けていること
		ZEH水準		
部分改修	省エネ基準	複数の開口部の改修を行うこと		
	ZEH水準			

### 4. 対象経費・補助額

事業			対象経費	補助額
省エネ改修計画策定			・省エネ改修を行うために必要な調査・設計・計画に係る経費 ・BELS等の第三者認証を受ける経費	対象経費の2/3 上限20万円
省エネ改修工事	全体改修	省エネ基準	・開口部や躯体等の断熱化、設備の効率化 ※1に関する改修工事に要する経費※2	対象経費の23% 上限75万円
		ZEH水準		対象経費の23% 上限100万円
	部分改修	省エネ基準		対象経費の23% 上限75万円
		ZEH水準		対象経費の23% 上限100万円

※1 設備の効率化に係る経費は、開口部や躯体等の断熱化に係る経費を上限とします。

※2 p.2~4 に記載の表に記載のある工種については、対象経費の計算にあたり、モデル工事費または実際の工事費のいずれか低い方の額を計上するものとします。

【補助事業の対象となる工事】

A. 開口部や躯体等の断熱化に係る改修工事

(1) 開口部の断熱化に係る改修工事

工事箇所	対象となる改修工事		モデル工事費 <sup>※1</sup>	
	工事種別	工事規模	(省エネ基準)	(ZEH水準)
窓	ガラス交換 <sup>※2</sup>	1.4 m <sup>2</sup> 以上 <sup>※6</sup>	7.2 万円/枚	9.6 万円/枚
		0.8 m <sup>2</sup> 以上 1.4 m <sup>2</sup> 未満 <sup>※6</sup>	4.8 万円/枚	7.2 万円/枚
		0.1 m <sup>2</sup> 以上 0.8 m <sup>2</sup> 未満 <sup>※6</sup>	2.4 万円/枚	2.4 万円/枚
	内窓設置 <sup>※3</sup> ・ 外窓交換 <sup>※4</sup>	2.8 m <sup>2</sup> 以上 <sup>※7</sup>	18.4 万円/箇所	24.8 万円/箇所
		1.6 m <sup>2</sup> 以上 2.8 m <sup>2</sup> 未満 <sup>※7</sup>	14.4 万円/箇所	19.2 万円/箇所
		0.2 m <sup>2</sup> 以上 1.6 m <sup>2</sup> 未満 <sup>※7</sup>	12.0 万円/箇所	16.0 万円/箇所
ドア	ドア交換 <sup>※5</sup>	開戸:1.8 m <sup>2</sup> 以上 <sup>※7</sup>	27.2 万円/箇所	36.0 万円/箇所
		引戸:3.0 m <sup>2</sup> 以上 <sup>※7</sup>		
	ドア交換 <sup>※5</sup>	開戸:1.0 m <sup>2</sup> 以上 1.8 m <sup>2</sup> 未満 <sup>※7</sup>	24.0 万円/箇所	32.0 万円/箇所
		引戸:1.0 m <sup>2</sup> 以上 3.0 m <sup>2</sup> 未満 <sup>※7</sup>		
仕様備考	省エネ基準	部分改修を行う場合にあっては、住宅の所在地における建築物省エネ法に基づく地域区分の仕様基準に適合する開口部として、国土交通省所管の「こどもみらい住宅支援事業」又は「こどもエコすまい支援事業」において登録されている建材であること。		
	ZEH水準	部分改修を行う場合にあっては、住宅の所在地における建築物省エネ法に基づく地域区分の誘導仕様基準に適合する開口部として、「こどもエコすまい支援事業」において登録されている建材であること。		

※1 モデル工事費とは、省エネ改修工事に係る費用として、市長が定める工事費をいう。以下同じ。

※2 ガラス交換とは、既存窓を利用して、複層ガラス等に交換するものをいう。

※3 内窓設置とは、既存窓の内側に、新たな窓を設置するもの又は既存の内窓を交換するものをいう。

※4 外窓交換とは、既存窓を取り除き、新たな窓に交換するものをいう。

※5 ドア交換とは、既存のドアを取り除き、新たなドアに交換するものをいう。

※6 ガラス交換の工事規模は、ガラスの寸法によるものとする。

※7 内窓設置、外窓交換又はドア交換の工事規模は、内窓若しくは外窓のサッシ枠又は開き戸若しくは引戸の戸枠の枠外寸法によるものとする。

(2) 躯体等の断熱化に係る改修工事

工事箇所	断熱材の区分	モデル工事費	
		(省エネ基準)	(ZEH水準)
外壁	A～C	14.9 万円/㎡	20.1 万円/㎡
	D～F	22.4 万円/㎡	30.2 万円/㎡
天井 屋根	A～C	5.3 万円/㎡	7.2 万円/㎡
	D～F	9.1 万円/㎡	12.3 万円/㎡
床	A～C	18.4 万円/㎡	24.5 万円/㎡
	D～F	27.6 万円/㎡	36.8 万円/㎡
仕様・備考	共通	断熱材の区分によりモデル工事費を区別する。 <断熱材の区分> A～C区分:熱伝導率(W/m・K)0.052～0.035 D～F区分:熱伝導率(W/m・K)0.034 以下	
	省エネ基準	部分改修を行う場合にあっては、「こどもみらい住宅支援事業」又は「こどもエコすまい支援事業」において登録されている建材であり、かつ厚さ等が仕様基準に適合するように施工されること。	
	ZEH水準	部分改修を行う場合にあっては、「こどもエコすまい支援事業」において登録されている建材であり、かつ厚さ等が誘導仕様基準に適合するように施工されること。	

B. 設備の効率化に係る工事

設備種別	適用		モデル工事費 (省エネ基準・ ZEH水準 共通)	仕様・備考
	省エネ 基準	ZEH 水準		
太陽熱利用システム <sup>※1</sup>	○	○	45.2 万円/戸	以下の要件を満し、部分改修を行う場合にあっては、当該要件を満すものとして、「こどもみらい住宅支援事業」又は「こどもエコすまい支援事業」において登録されている設備機器であること。 強制循環式のもので、JIS A4112 に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。(蓄熱槽がある場合は、JIS A4113 に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。)
高断熱浴槽 <sup>※1</sup>	○	○ <sup>※3</sup>	41.6 万円/戸	以下の要件を満し、部分改修を行う場合にあっては、当該要件を満すものとして、「こどもみらい住宅支援事業」又は「こどもエコすまい支援事業」において登録されている設備機器であること。 JIS A5532 に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。

高効率給湯機※1			26.3万円/戸	以下の要件を満し、部分改修を行う場合にあっては、当該要件を満たすものとして、「こどもみらい住宅支援事業」又は「こどもエコすまい支援事業」において登録されている設備機器であること。
電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート)	○	○※4		JIS C 9220 に基づく年間給湯保温効率(ただし、当該給湯機がふろ熱回収機能を有する場合は、ふろ熱回収なしの値)、又は年間給湯効率が3.0以上(ただし寒冷地仕様は2.7以上)
潜熱回収型ガス給湯機(エコフィール)	○	○※4		給湯暖房器にあっては、給湯部熱効率が94%以上であること。給湯単機能、ふろ給湯器にあっては、モード熱効率83.7%以上であること。
潜熱回収型石油給湯機(エコジョーズ)	○	○※4		油だき温水ボイラーにあっては、連続給湯効率が94%以上であること。石油給湯機の直圧式にあっては、モード熱効率が81.3%以上であること。石油給湯機の貯湯式にあっては、74.6%以上であること。
ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)	○	○		熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率(JGKAS A705)が102%以上であること。
節湯水栓※2	○	○※5	5.7万円/戸	以下の要件を満たし、部分改修を行う場合にあっては、当該要件を満たすものとして、「こどもみらい住宅支援事業」又は「こどもエコすまい支援事業」において登録されている設備機器であること。 JIS B2061:2017 に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること。 ※ZEH水準にあっては、節湯水栓のうち、浴室シャワーの節湯水栓に限る。
燃料電池システム(エネファーム)※1	○	○	—	燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。(燃料電池発電ユニットの後付けも可)
ガスエンジン・コージェネレーション※1	○	○	—	ガス発電ユニットのJIS基準(JIS B 8122)に基づく発電及排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準(LHV基準)で80%以上であること。
蓄電池※1	○	○	—	ピーク時等のエネルギー需要抑制に係る蓄電池部に加え、インバーター、コンバータ、パワーコンディショナ等電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成された機器であること。
LED照明※2	○	○	—	工事を伴うものであること。

※1 設置を行った設備の種類に応じて1台/戸までを補助対象とする。

※2 設置を行った台数分を補助対象とする。

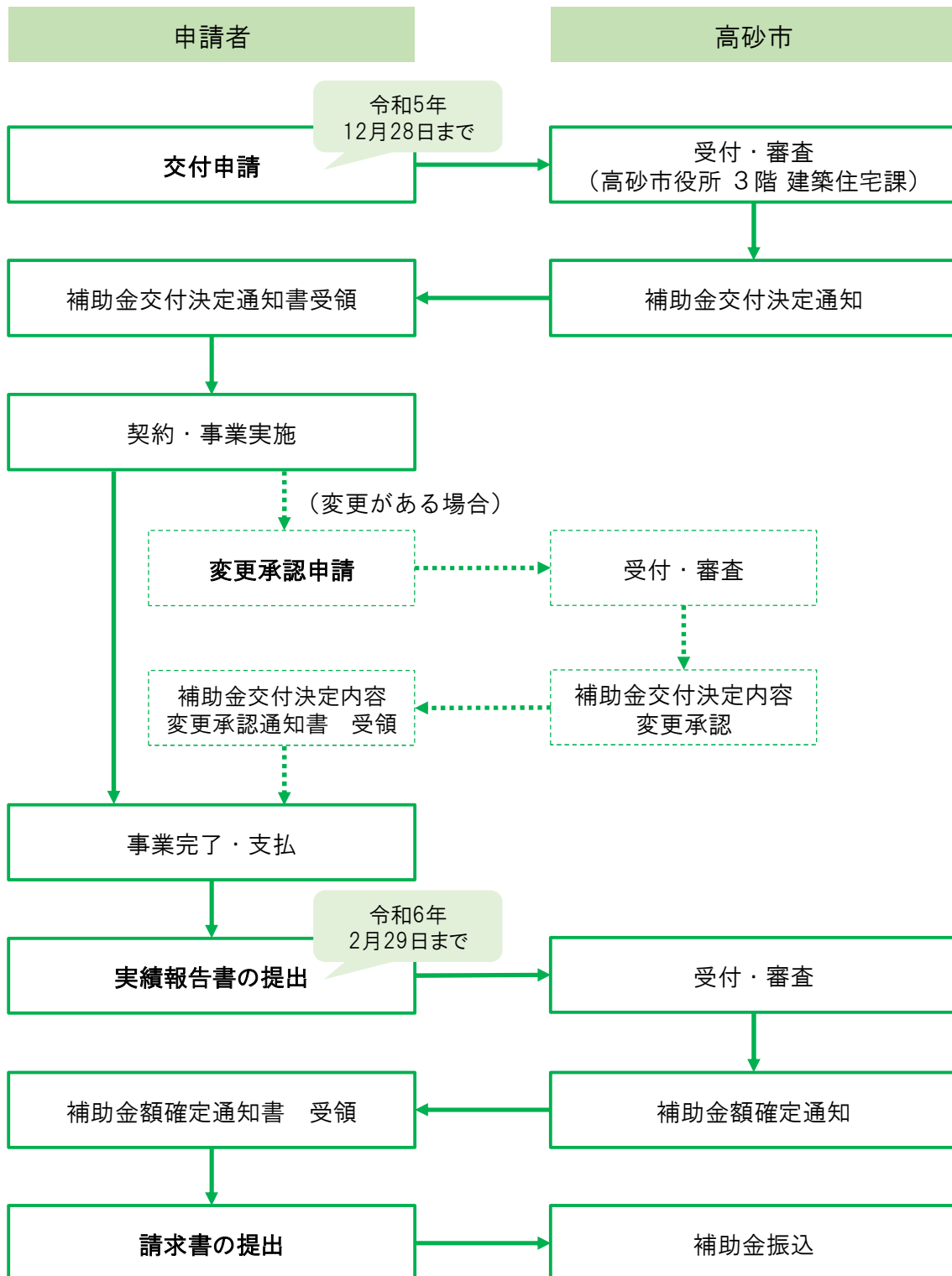
※3 「ハイブリッド給湯機、エネファーム、ガスエンジン・コージェネレーション」のいずれかとセットの場合又は「エコキュート、エコフィール、エコジョーズ」のいずれかと浴室シャワーの節湯水栓と3つセットの場合に限る。(既設で要件をみたす設備が設置されている場合を含む。)

※4 浴室シャワーの節湯水栓と高断熱浴槽と3つセットの場合に限る。(既設で要件をみたす設備が設置されている場合を含む。)

※5 浴室シャワーの節湯水栓で、「ハイブリッド給湯機、エネファーム、ガスエンジン・コージェネレーション」のいずれかとセットの場合又は「エコキュート、エコフィール、エコジョーズ」のいずれかと高断熱浴槽と3つセットの場合に限る。(既設で要件をみたす設備が設置されている場合を含む。)

## 申請の手続き

### 1. 申請の流れ



## 2. 申請者

補助対象事業を実施する既存戸建て住宅の所有者が申請することができます。なお、申請にあたっては事業を実施する設計者・工事施工者等に手続きを委任することができます。その場合、申請書類に関する内容の質問等については、委任された設計者・工事施工者へ連絡しますので、手続き代行者が窓口となって対応してください。

## 3. 交付申請

申請者は事業着手(契約)する前に、補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて高砂市へ提出してください。

**※令和5年12月28日必着**

**※申請前に事業着手(契約)している場合は補助金の対象外です。**

**※高砂市による交付決定通知を受け取ったのちに事業着手(契約)してください。**

### 【交付申請時の提出書類】

事業		提出書類		備考
計画策定	改修工事	名称	様式	
●	●	補助金交付申請書	様式第1号	
●		省エネ改修計画策定住宅概要書	様式第省エネ1-1号	
	●	省エネ改修工事住宅概要書	様式第省エネ1-2号	
●	●	補助金額算定書	様式第省エネ1-3号	
●	●※	(店舗等の部分がある場合)求積図・求積表		店舗等の部分の床面積の割合がわかるもの
●	●※	住宅の所有者が確認できる書類		登記事項証明書
●	●※	建築年月が確認できる書類		建築確認通知書又は検査済証、登記事項証明書等
●	●※	(昭和56年5月31日以前に着工した住宅)耐震性能確認書など耐震性が確保されていることが確認できる書類	様式第省エネ2号	その他耐震性が確保されていることを確認できる書類
●	●	現況写真(計画策定の場合は全景、改修工事の場合は全景及び改修部分)		
●	●※	付近見取図		方位、道路及び目標となる地物を明示したもの
	●※	省エネ改修に係る図書(配置図、平面図、立面図等)		
●		省エネ改修計画策定費用の見積書		
	●	省エネ改修工事に係る見積書		モデル工事費の定めのない工事を補助対象経費に含める場合は複数の見積書
	●	(部分改修の場合)建材、設備等が仕様に適合していることが確認できる書類		
	●	(全体改修の場合)BELS等の評価書の写し		
	●	(全体改修の場合)兵庫県の住宅改修業者登録制度による登録証の写し		
●	●	委任状		
●	●※	誓約書	様式第省エネ3号	
●	●※	市税完納証明書		

※省エネ改修計画策定費補助の実績報告書と同時に提出する場合は、提出を省略することができます。

#### 4. 完了実績報告

事業が完了したときは、補助事業実績報告書(様式第9号)に必要書類を添えて高砂市へ提出してください。

**※令和6年2月29日 必着**

#### 【実績報告時の提出書類】

事業		提出書類		備考
計画策定	改修工事	名称	様式	
●	●	補助事業実績報告書	様式第9号	
●		補助金精算書	様式第省エネ4-1号	
	●	補助金精算書	様式第省エネ4-2号	
●		省エネ改修計画策定費内訳書		
	●	省エネ改修工事費内訳書		
●		省エネ改修工事に係る見積書		
●	●	交付決定通知書の写し		
●		BELS等の評価書の写し		
●		省エネ設計等を実施したことが分かる資料		調査資料、改修設計図、工事計画書等
	●	(改修後に耐震性が確保される場合)耐震改修工事実施確認書	様式第省エネ5号	
	●	写真(工事施工前、工事施工中、工事完了後)		仕様がわかる写真も添付すること
●	●	契約書の写し及び領収書の写し		
●	●	補助金の振込先が分かるものの写し(通帳等の写し)		
●	●	委任状		

#### 5. 補助事業の変更

交付決定を受けた事業の内容に変更がある場合は、補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第3号)に交付申請の際に添付した書類のうち変更のある書類を添付して高砂市へ提出してください。

ただし、経費配分や事業内容の変更で補助金の額に変更を生じない場合、変更の申請は不要です。

#### 6. 補助事業の中止、廃止

補助事業を中止、廃止する場合は、速やかに補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を高砂市へ提出してください。

#### その他

・他の補助制度との併用について

本事業と補助対象が重複する国・県・市の他の補助制度との併用はできません。

**問い合わせ・申請窓口**

高砂市都市創造部建築住宅課

〒676-8501

高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

高砂市役所本庁舎 3階

TEL:079-443-9035

FAX:079-442-2229

Email: [tact3825@city.takasago.lg.jp](mailto:tact3825@city.takasago.lg.jp)